



志木市精神保健福祉をすすめる会



第6号 2018年10月発行

法人設立30周年記念 イベントを開催しました！



9月27日に、法人設立30周年記念イベント「これから(未来)を語る」を開催しました。朝霞市、志木市、新座市、和光市それぞれから地域の精神保健福祉に長く携わる方をお招きし、地域のこと、地域のこれからについて語っていただきました。

イベントの内容については次ページで紹介させていただき、ここでは法人理事長、上田将史からのごあいさつを掲載します。

当法人も活動開始30周年を迎えました。このような節目を迎えることができたのも、皆様の長きにわたるご支援、ご協力のおかげだと心から感謝しております。引き続き当会の運営にお力添えをよろしくお願いいたします。

就労定着支援事業所開設

平成30年10月1日より就労定着支援事業所「傍楽舎」を開設しました。この事業は平成30年4月

に新たに創設された障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの一つです。「就労移行支援」「就労継続支援」「生活介護」「自立訓練」の利用を経て一般就労した方を対象に、企業訪問や面談を通して、仕事を続けることの妨げになる生活上の問題を解決するための支援を行うサービスです。また、利用期間は就職してから6カ月後から3年6カ月後です。働き続けることに不安のある方は是非ご利用ください！

ワークサンプル幕張版（MWS）導入

障害者職業総合センターが開発したワークサンプル幕張版（以下MWS）を傍楽舎（移行）で導入することになりました。このMWSは事務作業、OA作業、実務作業に大別されており、13種類のワークがあります。作業の疑似体験や職業上の課題を把握する評価ツールとしてだけでなく、作業遂行力の向上や障害の補完方法の活用に向けた支援ツールとして使うことができます。

傍楽舎は随時見学を受け付けておりますので、「得意なことや苦手なことを探したい」方にはうってつけのMWSを体験してみませんか？





特集 法人設立30周年記念イベント ～これから（未来）を語る

去る2018年9月27日（木）ふれあいプラザにて当会活動30周年記念シンポジウムを開催し多くの方にご来場いただきました。

当法人通所事業所利用中の皆様に行ったアンケート結果に基づき、朝霞市、志木市、新座市、和光市、各地域の現状とこれからについてをお話いただきました。

アンケート結果では「親亡きあとのこと」「就職・就職後の不安」が多く語られていました。



そして日本が2014年に批准した「障害者権利条約」についての認知度が低いことが顕著でしたので合わせて登壇いただいた皆様に触れていただきました。

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）とは

障害者権利条約は、障害者の権利を実現するために国がすべきことを決めています。条約とは、国際的な約束のことです。障害者権利条約は、障害者の人権や基本的自由を守るための約束です。障害者権利条約は、障害者がもともと持っている自分らしさを大事にしています。

「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」がスローガンです。

シンポジウムでは、各登壇者の皆様にたくさん
のことを示唆、明示いただきました。



親亡き後のこと

- ・親亡き後地域で孤立せずに生活するためにはどのようなことが求められるか
- ・親が元気なうちに何ができるか
- ・金銭面の不安について、障害者年金を中心に生活スタイルを決めておく
- ・社会福祉協議会の福祉サービス「あんしんサポートねっと」の利用
- ・成年後見制度の活用
- ・設立当時と比べ制度、サービスは充実してきている
- ・自分で住み慣れた地域で、自分なりの生活ができる方法を考えていかなければならない
- ・実際に施設にいる時間は24時間の内の7時間程度、あとの17時間程度をどうやって過ごすか
- ・インフォーマルサービスがどのくらい揃えられるか
- ・一人一人のニーズとか考え方とか性格とか好みとかそういったことに合わせた支援が必要
- ・一人暮らしをしたいと言うことで不動産屋回りするとことごとく断られるのが現実





・住むことに関して地域の不動産屋も巻き込んでい
かないとなかなか進まないだろう

・暗いイメージではなくて楽しい一人暮らしをイ
メージして作っていきたい

・楽しい一人暮らしをどうしたらいいんだろという
イメージを持ってもらいたい

就職・就職後の不安

- ・障害を開示しての就職について
- ・職場の中のコミュニケーションが取れるようにで
きれば、障害者が働く環境がよくなる
- ・職場というよりもオープンな場所も必要
- ・立ち寄り場所があって、ある程度なんでもほっと
喋れるということも一つの支援として大事
- ・より障害の重い人達の“働く”をどう考えるか？

障害者権利条約

- ・障害者権利条約と実際の制度との相違点を注意し
て私たちは活用しなければならない
- ・もっともっとそういう議論をたくさんして、今の
制度のおかしい部分を含めて大事にしたい

これから（未来）について

- ・皆さんと協力していきながら、どう繋がっていく
のか
- ・これからも法律が変わろうと指針が変わろうと当
事者のニーズに寄り添って支援に繋げる
- ・一人一人が自信をもって生きて行っていただきたい
- ・今まで以上に連携をしていくことが大切
- ・皆さんと一緒に楽しい未来をみて話をし、どう繋
がていくかが未来だと思う

シンポジウムの詳しい内容、登壇者のコメント
は当法人30周年記念誌に掲載予定です。

来場者アンケート

ご来場の皆様にアンケートにご協力いただきま
した。頂いたご意見から一部抜粋し、掲載させて
いただきます。

・「あんしんサポートねっと」初めて知りました。
さっそく調べます！親の元気なうちに自立する、
本人が一人暮らしを楽しみにできるような自立を
目指して頑張ります！

・親亡き後の問題について、支援者に意識があつて
も若い当事者は意識づけが難しいということがわ
かりました。楽しい一人暮らし、不動産屋への意
識づける関係です。

・将来の生活を「親なき後」ととらえるのではなく、
「親から独立して楽しい生活」と前向きにとらえる。

・就労に関係するイベント、できることのレベルの
低いグループの底上げについて期待したい。

・定期的に交流の場所や障害者に関する情報の公
開、拡散をしてほしい。

上記をはじめ貴重なご意見をたくさんいただき
ました。ご協力ありがとうございました。





志木市役所からの 委託業務をはじめました

すすめる会の就労継続支援 B 型事業所の「志木事業所」と「傍楽舎 柏町」では、7 月より志木市役所長寿応援課から委託された新しい業務に取り組んでいます。

委託されたのは介護保険関係システムの入替えに伴うデータの移管作業で業務の細かな手順は省力化するために簡易的なプログラムをすすめる会職員が組み上げ、できるだけ誰でも簡単に従事できる仕組みとしました。また、今回の委託業務は従事した人には最低賃金に相当する工賃（10 月現在時給 898 円）が支払われ、障害のある人の所得保障となります。

利用者の所得保障というメリットだけでなく、志木市役所にも大きなメリットがあります。「障害者優先調達推進法」という法律があり、官公庁は物品調達、役務の提供などについて障害者就労施設等から優先的に調達しなければならないと定められ、それらの推進にも一役買っています。

すすめる会ではこのように Win-Win な関係での業務提供を積極的に行っていきたいと考えています。

従事している利用者さんへのインタビュー

Q この作業をやると決めたきっかけはなんですか？

A 他の業務に比べ PC を使った仕事が得意だったことと、時給が高いと聞いたので始めました。

Q 今やっている業務で工夫したことなどありますか？

A 職員が操作するのを見ながら自分で疑問に感じたところを質問しました。

開始当初は不慣れだったので、メモを取って慎重に取り組みました。慣れてからは目の前の仕事に集中してこなしています。

Q 仕事をしていて困ったことはありますか？その場合の対処はどのようにしましたか？

A 西暦や和暦などの入力方法によって違いが出てくることに悩まされたことがありました。

対処法として、和暦と西暦の変換表を作成しました。

Q 他の仕事と違う点やこだわりはありますか？

A 手先を使う仕事に比べ頭を多く使って行う点が他の仕事とは違いました。普段は終わりを見つけづらい仕事が多いのですが、データ移管業務では一定のところに区切りを見つけて目標を立てて取り組んでいます。

Q 上手に仕事を進める秘訣はありますか？

A 自身の体調をコントロールして、仕事に集中できるようにしています。

Q ズバリ、データ移管は儲かりますか？

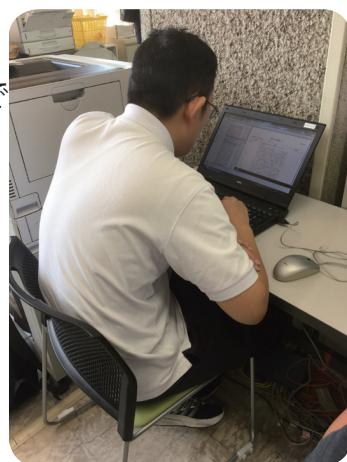
A そうですね（笑）工賃が 2 倍 3 倍となりました。

Q PC を使った仕事を躊躇っている人に向けて言いたいことはありますか？

A データ移管業務のなかでも確認作業など手を付けやすい仕事があるので、そういったものならできるんじゃないかと思っています。

Q 今後の展望や目標は？

A 全てを終わらせるまでやりたいです。



いっく L i F E 第 7 号は 1 月ごろ発行予定です、お楽しみに！

発行人 特定非営利活動法人 志木市精神保健福祉をすすめる会

TEL 048-476-8064（志木事業所） FAX 048-476-8079

メールアドレス info@susumerukai.net ホームページURL <http://www.susumerukai.net/>

facebook <https://www.facebook.com/shiki.susumerukai>

